

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

座間市農業委員会 会長 殿

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地の権利を設定し(移転)したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名			住 所				
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	土 地 所 有 者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)	
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類		権利の設定、移転の別	権 利 の 設 定、移 転 の 時 期	権利の存続期間	そ の 他			
	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃貸借権 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定	受理決定後	受理決定後から 年間				
4 転用計画	転 用 の 目 的			開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号					
	転用時期	工事着工時期		令和 年 月 日 又は 受理決定後					
		工事完了時期		令和 年 月 日					
転用の目的に係る事業又は施設の概要									
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

受 付	/	
-----	---	--

添付書類

- ① 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- ② 公図の写し
- ③ 登記簿上の所有者住所と現住所が異なる場合には、所在の経過を証する書類

記載要領

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲渡人何某」、及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」として申請できます。
この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりです。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
計	筆		㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)

- 4 「権利を設定し又は移転しようとする契約の内容」の「権利の種類」及び「権利の設定、移転の別」の欄は、該当する項目の口にチェックしてください。
- 5 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類・数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
記載例：(住宅の場合) 「木造〇階建て、延床面積〇〇㎡、〇棟」など
(駐車場の場合) 「敷地は砂利敷き、周囲をフェンスで囲む」など
- 6 「転用計画の工事着工時期」欄は、転用届受理決定後の日付を記入してください。
- 7 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄は、施設の処理方法などを記入。
記載例：「近隣農地及び住民に対しては、被害防除を図り、迷惑をかけないようにします。」、「宅地の雑排水については、公共下水道に接続し、農地に被害を及ぼしません。」など

その他

- 1 次に該当する場合には、届出書を受理することはできません。
 - ① 届け出に係る農地等の利用関係について、現に紛争が生じている場合
 - ② 届け出に係る農地等の転用に伴い、周辺農地の利用に悪影響を及ぼす等により、紛争を生ずる恐れがある場合
 - ③ その他これらに準ずる場合
- 2 受理通知書の交付は、翌週水曜日以降になります。受領の際には印鑑をご持参ください。受人又は渡人以外の方が受領する場合、及び法人の場合には、「委任状」又は「代理人選任届」が必要になります。
- 3 農地転用の届け出を行っても、地目は変わりません。法務局(登記所)において、地目変更登記の申請を行ってください。

座間市農業委員会

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

Tel 046-252-7397、Fax 046-255-3550